

# 深沢・桜新町さくらフォーラム規約

平成 20 年 7 月 13 日制定、平成 21 年 5 月 10 日改正、平成 22 年 6 月 13 日改正、平成 25 年 6 月 26 日改正、平成 28 年 6 月 15 日改正

(名称)

第 1 条 本会は、深沢・桜新町さくらフォーラムと称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、世田谷区深沢 8 丁目 19 番 6 号の㈱フェリックス内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、世田谷区の地域風景資産に選定された旧・新町住宅地（深沢 7 丁目～8 丁目・桜新町 1 丁目）及び呑川親水公園（深沢 6 丁目～8 丁目）の桜並木を核にした風景づくりの啓発活動を行うことを主目的とする。

(会員の種類)

第 4 条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

本会の目的に賛同し、活動する者

(2) 家族会員

正会員の家族で、本会の目的に賛同し活動する者は、希望により家族会員となることができる。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同し、本会の活動を支援する者

(4) アドバイザー会員

本会の活動に貢献していただくために、本会が適当と認めた者

(会費)

第 5 条 本会は、次の会費をもって活動する。

(1) 正会員

年額 2,000 円を負担する。

ただし、学生については負担を免除することができる。

(2) 賛助会員

年額 1 口 1,000 円以上を負担する。

(役員)

第 6 条 本会の役員は、以下とする。

(1) 構成と資格

本会は、以下の①、②、③の正会員からなる役員と④の役員をおく。

①代表 1 名

会を代表し、総会の議決に基づき運営する。

原則として 1 名とするが、2 名による共同代表とすることを妨げない。

②副代表 3 名以内

代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

③会計 1 名

④会計監査 1 名

正会員もしくは賛助会員とし、会計を監査する。

(2) 任期

役員任期は 2 年とする。ここに定める 2 年とは、選任された総会から 2 年後の総会までを指す。

(2) 選任

役員は、総会において出席者の互選により選出し、本人の了承を得て選任する。この場合、総会の欠席者を選出することを妨げない。

(会議)

第 7 条 年に 1 回総会を開催する。総会は代表が招集する。

2. 総会は、正会員総数の過半数の出席で成立する。ただし総会に出席できない正会員は、書面をもって議決権を代表または出席する正会員に委任することができる。この場合、書面で委任した者は出席とみなす。

3. 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決する。

4. 定例会を月 1 回程度開催する。

(規約改正)

第 8 条 この規約は正会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

この規約は平成 20 年 6 月 1 日より適用する。